

地域活性化包括連携協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）、株式会社イトーヨーカ堂（以下「乙」という。）及び株式会社セブン・イレブン・ジャパン（以下「丙」という。）は、地域課題の解決に向け、相互の連携を強化し、尾張旭市内における地域のより一層の活性化に資するため、以下のとおり、地域活性化包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が、緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、地域のより一層の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) 健康づくりの推進に関すること。
- (2) 子育て支援の推進に関すること。
- (3) 高齢者・障がい者福祉の推進に関すること。
- (4) 総合的な教育連携の推進に関すること。
- (5) 安全で安心なまちづくりの推進に関すること。
- (6) 循環型社会の形成及び地球にやさしい生活の推進に関すること。
- (7) 地域産業の振興に関すること。
- (8) にぎわいの創出とまちへの愛着意識の向上に関すること。
- (9) SDGs の普及啓発及び達成に向けた取組に関すること。
- (10) その他、地域の活性化、市民サービスの向上に関すること。

（定期協議）

第3条 甲、乙及び丙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。また、連携事項の詳細については、甲、乙及び丙が合意の上、決定するものとする。

（守秘義務）

第4条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た他の当事者の秘密を、当該他の当事者の事前の書面による承諾を得ることなく第三者（株式会社セブン&アイ・ホールディングスは除く）に開示又は漏洩してはならない。

（協定の変更）

第5条 甲、乙又は丙のいずれかが、他の全ての当事者に対して本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うことができる。なお、当該変更は甲、乙及び丙が署名又は記名押印した書面をもって行うものとする。

（協定の有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲乙丙間で協議が整った場合は、さらに3年間更新することができるものとし、その後も同様とする。

（協定の解約）

第7条 本協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙丙間で協議の上、本協定を解約することができる。

（協議）

第8条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙丙間で協議して定めるものとする。

本協定締結の証として本書を3通作成し、甲乙丙が署名又は記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

令和元年 8月21日

甲 尾張旭市東大道町原田2600番地1
尾張旭市

代表者 尾張旭市長 森 和 実



乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社イトーヨーカ堂

代表取締役社長 三枝 富博



丙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン・イレブン・ジャパン

代表取締役社長 永松文彦

